

第3回 横浜市税制調査会

日時：平成25年1月24日（木）午後2時00分～4時00分

場所：市庁舎2階応接室

1. 開会

14:00

2. 議題

14:05～15:30

- (1) 課税自主権の活用上の考え方について（資料1）
- (2) 住民自治の確立に向けた地方税制度改革に対する横浜市の考え方について（資料2）

3. その他

15:30～16:00

- (1) 報告事項（資料3）
- (2) その他

4. 閉会

16:00

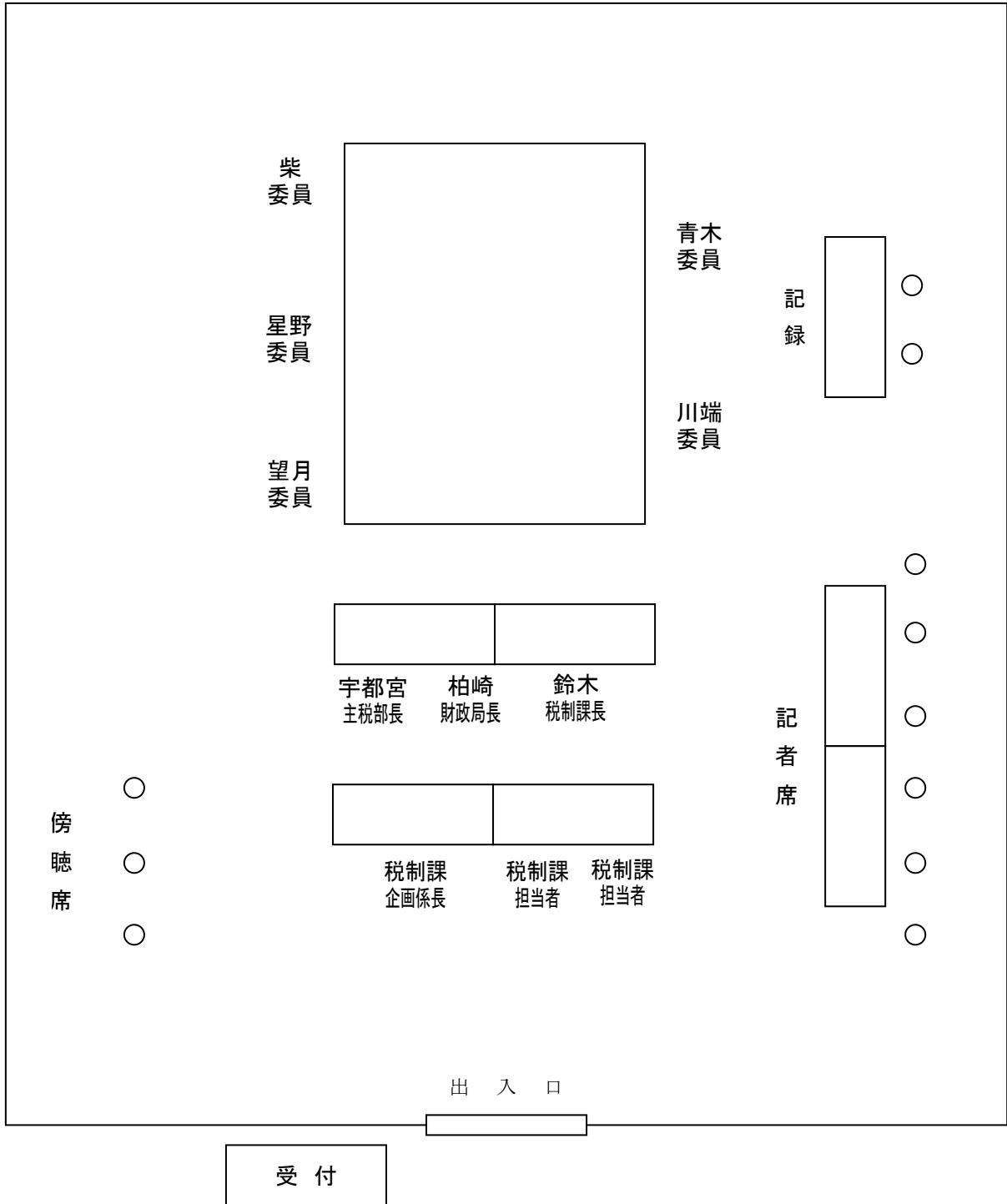
平成 24 年度 横浜市税制調査会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 等
青 木 宗 明	神奈川県大学 経営学部教授
上 村 雄 彦	横浜市立大学大学院 国際総合科学群教授
川 端 康 之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科教授
柴 由 花	明海大学 不動産学部准教授
星 野 菜穂子	和光大学 経済経営学部准教授
望 月 正 光	関東学院大学 経済学部教授

【第3回横浜市税制調査会 座席表】

平成 25 年 1 月 24 日 (木) 14 時 00 分から 16 時 00 分
市庁舎 2 階 応接室



資料

(課税自主権の活用上の考え方について)

平成25年1月24日(木)
横浜市財政局

目 次

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1. 課税自主権活用上の考え方について | 3 |
| 2. 目的別・手法別の考え方の再整理・再確認のポイント | 4 |

課税自主権の活用上の考え方について

※ 第2回税制調査会の資料と同一内容

□ 検討の目的・背景

- 課税自主権の活用上の考え方については、過去の税財政制度懇話会、税制研究会などで個別の政策課題ごとに整理してきたところ
- しかし、地方公共団体の財源確保のためや本市を含めた地方公共団体の政策実現のために、税制を活用するアイデアが話題にのぼることも多い
- そこで、税制の活用の問題点や考え方について、過去の議論も踏まえた上で、目的別・手法別の考え方の再整理・再確認を行う

目的別・手法別の考え方の再整理・再確認のポイント(概要)

- はじめに

- 財源確保策として課税自主権を活用する場合
 - (1) 財源確保策としての税制
 - (2) 具体的手法
 - (3) 活用にあたっての留意事項
施策の重要性、財政状況の説明・行財政改革等の取組、施策等の市民説明、
税制案検討の基本的事項、あらゆる活用方策(選択肢)の検討、施策等の市民説明、
時限的手法の必要性、使途の明確化の必要性、市民参画の必要性
 - (4) まとめ

- 特定施策誘導策として課税自主権を活用する場合
 - (1) 特定施策誘導策として税制
 - (2) 具体的手法
 - (3) 活用にあたっての留意事項(税の重課)
 - (4) 活用にあたっての留意事項(税の軽減)
 - (5) まとめ

課税自主権の活用上の考え方について（目的別・手法別の整理）

1 はじめに

- (1) この課題を取り上げる理由
- (2) 検討方法

2 財源確保策として課税自主権を活用する場合

- (1) 財源確保策としての税制
- (2) 課税自主権活用の具体的手法
- (3) 具体的活用にあたっての留意事項
 - ア 施策の重要性
 - イ 財政状況の説明・行財政改革等の取組
 - ウ 税制案検討の基本的事項
 - エ あらゆる活用方策（選択肢）の検討
 - オ 施策等の市民説明
 - カ 時限的手法の必要性
 - キ 使途の明確化の必要性
 - ク 市民参画の必要性
 - ケ その他（課税根拠の合理性、公平性、課税管轄権、その他（徴税コスト、法令遵守）
- (4) まとめ

3 特定施策誘導策として課税自主権を活用する場合

- (1) 特定施策誘導策としての税制
- (2) 課税自主権活用の具体的手法
- (3) 課税自主権の具体的活用にあたっての留意事項（税の重課）
- (4) 課税自主権の具体的活用にあたっての留意事項（税の軽減）
 - ア 手段の適切性の視点
 - イ 効果の視点
 - ウ 財政上の視点
 - エ 負担の公平性の視点
- (5) まとめ

課税自主権の活用上の考え方について

1 はじめに

(1) この課題を取り上げる理由

- 課税自主権の活用については、平成 12 年の地方税法改正、すなわち、法定外普通税の新設・変更に係る国の許可制度が廃止され同意を要する協議制へ移行されたこと及び住民の受益と負担の明確化や課税の選択の幅を広げる観点から、法定外目的税を創設することができることとされたこと等に伴い、全国の地方公共団体において議論が活発化した。
- 横浜市では、具体的な課税自主権の活用として、これまで、勝馬投票券発売税、横浜みどり税、企業立地促進税制などを検討・実施してきたが、これらの税制の策定にあたっては、横浜市税財政制度懇話会（平成 13～15 年度）、横浜市税制研究会（平成 19～23 年度）などにおいて、個別の政策課題ごとに検討がされてきており、具体的には、
 - ・ 施策誘導手段としての税制（課税免除・不均一課税）活用のあり方について（平成 15 年 4 月）
 - ・ 法定外税のあり方について（平成 15 年 8 月）
 - ・ 緑の保全・創造に向けた課税自主権活用に関する中間報告（平成 19 年 12 月）
 - ・ 緑の保全・創造に向けた課税自主権の具体的活用に関する意見（平成 20 年 6 月）
 - ・ 緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告（平成 20 年 8 月）
 - ・ 地球温暖化対策等に寄与する政策税制についての中間報告（平成 23 年 7 月）
 - ・ 「企業立地に係る税制の活用について」に係る意見書（平成 23 年 12 月）といった報告書等がまとめられており、これらに基づいてそれぞれの政策実現のために税制が活用されてきたところである。
- こうした中、最近では、地方分権（地域主権改革）の実現のための国・地方間の税源配分の是正や地方公共団体の恒常的な財源不足などを背景に、その財源確保のために税制を活用する意見や、地方公共団体における企業誘致や経済活性化などの個別の政策課題の克服のために税制を活用する事例などが話題にのぼることも多い。
- 企業立地促進税制、横浜みどり税、地球温暖化対策等に寄与する税制など、現在、課税自主権の活用を行っており、引き続き検証や時限後の扱いについても検討を進めることになる。
- そこで、税制の活用の問題点や考え方等について、これまでの具体的な議論も踏まえた上で、改めて課税自主権の活用上の考え方として再整理・再確認を行うこととした。

(2) 検討方法

- これまでの検討が、企業立地促進誘導手段としての税制や、緑の保全・創造に向けた税制など、個別の政策課題ごとに整理されたものあったことから、今回は、より一般的

な視点から整理することとし、課税自主権の活用の目的・手法別といった切り口で考えていくこととする。

- 課税自主権の活用の目的としては、まず、新たな税負担を創設し、これにより確保した財源を用いて地方公共団体の特定政策の実現を目指すといった、財源の確保がある。また、一定の条件を満たすものに対して税負担を軽減したり、逆に一定の条件を下回るものに新たな税負担を課すこと等による特定施策への誘導が考えられる。
- 課税自主権の活用を目的別に大別すると、「財源確保策として課税自主権を活用する場合」と「特定施策誘導策として課税自主権を活用する場合」とに分けられることから、この2つの目的別にまとめていく。
- さらに、目的別に整理したものを、税制として法定外税が既存税目の超過課税又は軽減などの手法別に整理するとともに、課税自主権の活用にあたり留意すべき事項を整理することとする。

2 財源確保策として課税自主権を活用する場合

(1) 財源確保策としての税制

- 「財源確保策として課税自主権を活用する」とは、まず、特定施策の実施のための財源確保、すなわち、実施したい政策があるもののその財源が不足している場合、特定施策の財源を確保する税制が考えられる。
- また、一般的な公的サービスのための財源確保、すなわち、地方公共団体の財源そのものが不足しているために最低限の行政サービスすら実施できないこととなっている場合、特定施策の実施のための財源確保ではなく、最低限の行政サービスための財源を確保する税制が考えられる。財政再建団体における超過課税などがその例である。

(2) 課税自主権活用の具体的手法

- 財源確保策として課税自主権を活用する場合の手法としては、税収を増加させることが目的となるため、
 - ・ 既存課税税目の超過課税¹
 - ・ 法定外税²の創設といった、「税の重課」がその手法となることが基本である。

- 特定施策の財源確保を目的とする場合、対象となる特定施策への関連性に応じて税負担を求めるのが合理的である。このような法定外税は、税収の用途を特定施策の実施に限定した法定外目的税として検討することが望ましい。

- 超過課税と法定外税は、どちらも税の重課によって財源を確保することから同じように見えるが、その原則は異なるものである。

法定外税は、総務大臣の同意要件を満たし、さらに、合理的・公平な課税根拠が説明できるものでなくてはならない。また、法定外目的税の場合は、制度的にもその用途（目的）が明確になっている必要があるものである。

それに対して超過課税及び法定外普通税は、その用途について制度的に制限がされおらず、一般財源に繰り入れられてしまうことから、本来的には受益と負担の関係が不明確となる性質を持つ。しかし、特定施策の実施のための財源確保策とする場合、市民に対しては、その課税根拠や用途の明確性などを十分説明しなければならないことから、基金の設置やその用途に関して市民参画の機会を設けることなどにより、事後的なチェ

¹ いわゆる超過課税とは、標準税率を超えた税率により課税することである。標準税率とは「地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率」（地方税法第1条第1項第5号）である。なお、市税のうち標準税率が規定され超過課税の対象となる税目は市民税・固定資産税の普通税である。

² 法定外税とは、法で定められている税目以外に、地方自治体が新たに独自に条例によって導入する税である。法定外税を新設・変更するためには、総務大臣との事前協議を経て、その同意を得なければならない。なお、その同意を得るにあたっては、総務大臣が不同意とすることができる要件として、① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること、② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること、③ ①・②のほか国の経済施策に照らして適当でないことが定められている（地方税法第671条、第733条）。

ツクの仕組みを作ることが必要となるものである。

○ 超過課税と法定外税のどちらの手段を採用するかということについては、財源確保の目的としての政策の内容によって大きく異なるものであり、一般論として定義づけることは難しい面があると言わざるをえない。

○ 財源確保策といっても、その目的により、「特定施策の実施のための財源確保」と「一般的な公的サービスのための財源確保」とに分けられ、税制案における検討内容もまったく異なってくるものであること。

また、財源確保策としての税制活用は「既存課税税目の超過課税」と「法定外税の創設」という手法が考えられるが、両者は似て非なるものであり、課税自主権を活用する理由・目的や、受益と負担の関係性など課税根拠と公平性等を総合的に考慮しながら、手法を選択しなければならないこと。

(3) 具体的活用にあたっての留意事項

○ 課税自主権を活用する（その判断をする）際の前提条件として掲げられる事項としては、「施策の重要性」と「財政状況の説明・行財政改革等の取組」がある。

ア 施策の重要性

○ 税制を政策的に活用することが許される場合であっても、税ありきの議論が行われてはならない。政策の重要性や政策の目的・内容が明確でなければ、税の議論に入れない。

○ 税は、政策目的実現のための手段の一つであるから、課税自主権の活用を考える前に、ある政策課題に対してどのような施策が行われるかということが重要である。

○ 具体的な税制案を検討する前に、まず、課税自主権を活用すべきなのか否か等を判断しなければならない。

○ 政策目的を実現するためには、課税自主権の活用以外にも様々な手法が存在する中で、あえて課税自主権の活用を選択するには、それ相応の理由が必要である。

○ いわゆる政策税制として法定外税をとらえた場合、対象となる施策の目的、理由、必要性などが、説明すべき事項として非常に重要である。

○ 政策的な法定外税を活用する場合には、実施する施策の必要性が最も重要であるため、その内容について、税以外の手段の有無や既存施策との区別などを含めて十分な検討を行うべきである。

○ 政策課題に対して、過去の様々な施策が実施されてきたにも関わらず、いまだ課題が

残っており、その解決のために課税自主権を活用する場合には、それら講じられてきた施策について十分検証することが必要である。その上にとって、本当に効果がある施策を重点的に行っていくことを前提にしたうえ、税はその政策を側面からサポートする位置づけである。

あらためて言うまでもなく、税は政策目的実現のための手段であり、税を構想する上で、どのような施策を行うかが重要である。

特に、市民に対して新たな税負担を求める場合には、標準的な税負担によってまかなう施策や事業以上に、なぜ新たな施策を行っていく必要があるのか、それによってどのような効果がえられるのかといった点について詳細な説明を行う必要がある。

今回は、緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用について検討を行うものであるが、これまでも緑の保全・創造に向け様々な施策が実施されてきたにもかかわらず、緑は減り続けてきた。これまで行ってきた施策について十分検証し、そのうえに立って、本当に効果がある施策を重点的に行っていくことが重要であり、税はそれを側面からサポートする位置づけにある。

緑の機能や役割、守っていく必要性は、一般的にはよく理解できるものであるが、市民の納得をえるためには、達成目標の設定や、その効果の検証をしっかりと行う必要がある、単にイメージや情緒的な側面から「緑」を論じるだけでは、具体的な負担について合意をえることはできない。市民に新たな負担を求めてまで、なぜ、新たな施策を行っていく必要があるのかということについて、合理的あるいは科学的な視点からの説明を重ねていくことが不可欠である。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

- 市民に対して新たな税負担を求める場合には、標準的な税負担によってまかなう標準的な施策や事業以上に、なぜ新たな施策を行っていく必要があるのか、それによってどのような効果がえられるのかといった点を整理しておく必要がある。

あらためて言うまでもなく、税は政策目的実現のための手段であり、税を構想する上で、どのような施策を行うかが重要である。

特に、市民に対して新たな税負担を求める場合には、標準的な税負担によってまかなう施策や事業以上に、なぜ新たな施策を行っていく必要があるのか、それによってどのような効果がえられるのかといった点について詳細な説明を行う必要がある。

今回は、緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用について検討を行うものであるが、これまでも緑の保全・創造に向け様々な施策が実施されてきたにもかかわらず、緑は減り続けてきた。これまで行ってきた施策について十分検証し、そのうえに立って、本当に効果がある施策を重点的に行っていくことが重要であり、税はそれを側面からサポートする位置づけにある。

緑の機能や役割、守っていく必要性は、一般的にはよく理解できるものであるが、市民の納得をえるためには、達成目標の設定や、その効果の検証をしっかりと行う必

要があり、単にイメージや情緒的な側面から「緑」を論じるだけでは、具体的な負担について合意をえることはできない。市民に新たな負担を求めてまで、なぜ、新たな施策を行っていく必要があるのかということについて、合理的あるいは科学的な視点からの説明を重ねていくことが不可欠である。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

全国標準的な公共サービスは、標準的な税負担によってまかなわれると考えられている。財源確保のために新たな税負担を求めるには、市民ニーズに対応した横浜市固有のサービスなど、全国標準的な公共サービスを越える事業を行うことが前提となる。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

イ 財政状況の説明・行財政改革等の取組

○ 特に新たな市民負担を検討するにあたっては、横浜市の財政状況と行財政改革等の取組に対する理解と納得が欠かせない。行政が徹底的に歳出見直しを行った上で、なお納税者に負担を課す必要があることを明確に示す必要がある。

○ 既存事業の「選択と重点化」や実施手法の効率化など徹底的な見直しによる財源捻出に加え、行財政改革、寄附の拡充等による新たな財源確保といった内部努力が必要である。あわせて、市民の納得が得られるよう、わかりやすく示していくことが必要である。さらに、新たな負担による財源と、既存財源によってまかなう事業との差異等についても、十分納得のいく説明を行うことが必要である。

課税自主権の活用の一つとして、特に新たな市民負担を検討するにあたっては、横浜市の財政状況と行財政改革等の取組に対する理解と納得が欠かせない。

財政状況が一般的に厳しいことは理解できるが、既存事業の「選択と重点化」や実施手法の効率化など徹底的な見直しによる財源捻出に加え、行財政改革、寄附の拡充等による新たな財源確保といった内部努力について、市民の納得がえられるようわかりやすく示していくことが必要である。加えて、新たな負担による財源と、既存財源によってまかなう事業との差異等についても、十分納得のいく説明を行うことが必要である。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

○ 新たな市民負担の検討には、行政が徹底的に歳出見直しを行った上で、なお納税者に負担を課す必要があることを明確に示す必要がある。

○ 財源確保を目的とした法定外税を創設する場合や超過課税を仕組む場合には、創設等の前提として、まず行政側が徹底的に歳出の見直しを行った上、なお、納税者に負担を課す必要のあることを明確に示すことが求められる。

ウ 税制案検討の基本的事項

○ 特定施策の実施のための財源確保のための税制を検討するにあたっては、その対象となる特定施策への関連性に応じて税負担を求めることが合理的である。

すなわち、法定外税を活用する場合は、税収の用途を特定施策の実施に限定した法定外目的税として、原因者負担または受益者負担的な税負担を求める方向で検討を行っていくこととなる。

また、既存課税税目の超過課税を活用する場合には、その超過分の税収の用途を特定施策の実施に限定する等、受益と負担の関係性を明確にした上で検討されなければならない。

特定施策の実施のための財源確保を目的とする場合は、対象となる特定施策への関連性に応じて税負担を求めるのが合理的である。このような法定外税は、税収の用途を特定施策の実施に限定した法定外目的税として検討することが望ましい。法定外目的税は、受益と負担の関係の明確化を図るという観点から、地方分権一括法による地方税法の改正において創設されたものであり、この点からみると原因者負担、受益者負担的な税負担を求める方向で検討を行っていくことがふさわしいと考えられる。

<法定外税のあり方について>

○ 一方で、一般的な公的サービスのための財源確保のための税制を検討するにあたっては、確保した税収が公的サービス全般の財源として利用されることから、受益と負担の関係性が明確にはなりにくいため、特に課税根拠の合理性や公平性等が十分に満たされているかを慎重に検討する必要性が非常に高いものである。

これは、既存課税税目の超過課税を活用する場合及び法定外普通税を活用する場合のいずれの場合でも同様である。

○ 一般的な公的サービスの財源確保として税収の大きな法定外普通税を構想する場合、現行制度下では主要な税源は国、地方を通じ法定税目とされているため、税源を見出すことは容易ではない。従って、一般的な公的サービスの財源確保の目的に適さない税源を選択する可能性を孕んでおり、その意味から慎重が必要であること。

一般的な公的サービスのための財源確保を目的とする場合は、当該法定外税による歳入が公的サービス全般の財源として利用されることから、法定外普通税として検討することになるが、目的税ほどに受益と負担の関係が明確ではないので、後述する「2 法定外税を創設する場合の留意点」のうち、特に課税根拠の合理性や公平性等が十分に満たされているかを慎重に検討する必要性が非常に高い。

<法定外税のあり方について>

○ 法定外税を構想する場合に最も大切なことは、課税の根拠を明確にすることである。すなわち、いかなる理由で、誰が、どのような行為について、どのくらい税を負担する必要があるのかを合理的に説明できなければならない。

課税の根拠が明確であれば、最適な課税客体・納税義務者・徴収方法・税率なども明ら

かになる。

法定外税を構想する場合に最も大切なことは、課税の根拠を明確にすることである。すなわち、いかなる理由で、誰が、どのような行為について、どのくらい税を負担する必要があるのかを合理的に説明できなければならない。

課税の根拠さえ明確であれば、最適な課税客体・納税義務者・徴収方法・税率などもおのずと明らかになるのである。

<法定外税のあり方について>

エ あらゆる活用方策（選択肢）の検討

○ 課税自主権の検討にあたっては、最初から特定の策（手法）に絞らずに、すべての手法を検討し、市民にとって最も適切な方策を選択することが必要。

○ 課税自主権の具体的な活用方策（手法）としては、

- ・ 特定施策の財源確保に向けた新税（既存課税税目への超過課税、法定外税）
- ・ 税制自体のインセンティブを活用した新税（法定外税）
- ・ 施策誘導を目的とした税負担の軽減

が考えられるが、これらの全てを検討し、市民にとって最も適切な方策を選択することが必要。

市民に対して新たな税負担を求める可能性がある以上、最初から特定の案に絞って議論していくことは適当でない。

課税自主権の具体的な活用方策としては、①施策に必要となる財源確保に向けた新税（既存法定税目への超過課税、法定外税）、②税制自体のインセンティブを活用した新税（法定外税）、③施策誘導を目的とした税負担の軽減が考えられるが、これらの全てを検討し、市民にとって最も適切な方策を選択することが必要である。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

オ 施策等の市民説明

○ 行政は市民（納税者）に対しその政策についてのアカウンタビリティー（説明責任）を果たすことが求められている。政策税制の場合、対象となる施策の目的、理由、必要性などが、説明すべき事項として非常に重要であり、これらの点について十分な説明と、理解を得ることが必要である。

○ 施策実現の手法として税制措置を講ずる場合、情報公開等により市民への説明責任を果たすよう努め、そのうえで、常に施策に対する点検、評価を行い、税制措置等の有効性及び必要性について十分に検証し市民に周知する必要がある。

○ 税の負担の側面からみると、公平性が市民にとって最も重要であり、誰が、どのように、どのくらい負担するか、は合理的に示すことが必要である。

あらためて言うまでもなく、税は政策目的実現のための手段であり、税を構想する上で、どのような施策を行うかが重要である。（略）

緑の機能や役割、守っていく必要性は、一般的にはよく理解できるものであるが、市民の納得をえるためには、達成目標の設定や、その効果の検証をしっかりと行う必要があり、単にイメージや情緒的な側面から「緑」を論じるだけでは、具体的な負担について合意をえることはできない。市民に新たな負担を求めてまで、なぜ、新たな施策を行っていく必要があるのかということについて、合理的あるいは科学的な視点からの説明を重ねていくことが不可欠である。

＜緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告＞

カ 時限的手法の必要性

- 課税の実施時期について、課税の影響の範囲を考慮する必要があり、また社会経済状況の変化や、納税者の負担、課税の目的となる施策の必要性などについて見直しをする機会を保障するため、原則として一定の期限を定めて課税を行うことが望ましい。時限的な手法をとることにより、定期的に検証を行い、見直しや継続の判断を行うことも可能となる。

新たな税負担を求める場合は、その負担によって実施する施策の効果等の検証が重要となる。そのため、恒久的な措置とするのではなく、例えば5年間といった時限的手法をとるなど、定期的に検証を行う仕組みをあらかじめ設けていくことが適当である。その期間内に評価をしっかりと行い、そのうえで、見直しを行うか、継続するかの判断を行うことが可能となる。

＜緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告＞

課税を行う期間については、まずその実施時期について、課税の影響の範囲を考慮する必要があり、また、社会経済状況の変化や、納税者の負担、課税の目的となる施策の必要性などについて見直しをする機会を保障するため、原則として一定の期限を定めることが望ましい。

＜法定外税のあり方について＞

税の軽減措置を講じる場合においては、経済社会情勢の変化によっては、その有効性・必要性が弱まることもあるため、軽減措置は最も効果があると考えられる期間に限った、一時的な時限措置としたうえで、常に効果についての検証を行わなければならない。

＜施策誘導手段としての税制（課税免除・不均一課税）活用のあり方について＞

キ 用途の明確化の必要性

- 新たな税収を既存の税収と分け、用途を明確にする仕組みが重要である。これは、市民に対して用途を明確にする方法が必要。

新たな税負担を求める場合は、新たな税収を既存の税収と分け、用途を明確にする仕組みが重要である。新たな税収の受け皿として、基金等を活用し、市民に対して用途を明らかにする方法が必要である。

＜緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告＞

ク 市民参画の必要性

- 施策の実施にあたっての市民参画はもちろん、効果検証、さらには施策の提言等についても、市民参画の仕組みを作ることが重要

新たな税負担を求める場合は、市民の理解と納得がえられるかどうか極めて重要であり、特に、緑の保全・創造は、行政だけでできることではなく、市民の強い支持をえるとともに、市民の参画・協働がない限り、そもそも成り立たないと考えられる。

施策の実施にあたっての市民参画はもちろん、どのような使い方がされ、どのような効果があったかという効果検証、さらには施策の提言等についても、市民参画の仕組みを作ることが重要である。

＜緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告＞

ケ その他（課税根拠の合理性、公平性、課税管轄権、その他（徴税コスト、法令遵守）

- 法定外税を構想する場合に最も大切なことは、課税の根拠を明確にすることである。すなわち、いかなる理由で、誰が、そのような行為について、どのくらいの税の負担する必要があるのかを合理的に説明する必要がある。課税の根拠が明確ならば最適な課税客体、納税義務者、徴収方法、税率などが明らかになる。（課税根拠の合理性）

- 納税義務者や徴収方法の選定は、公平性や受益と負担の観点などから十分な検討を行うことが必要である。特定の者のみを納税義務者とする、あるいは域内と域外とを差別するような偏った課税には十分な注意、慎重な検討が必要である。また、納税義務者や課税要件の把握及び徴収が確実に実行され賦課や徴収漏れが生じ不公平とならないよう配慮することが必要である（公平性）

- 法定外税については、同意要件以外の基準は地方税法上明文の規定を置いておらず、国や他の地方自治体の課する税目との間で重複課税を生ずる可能性があり、結果として納税者へ負担を強いるケースも想定されるため、自治体間における調整も考慮すべきである。（課税管轄権）

- 徴税コストについては行政側のコストのみならず、例えば特別徴収義務者の事務負担のコストなど、納税者側の負担も考慮する必要がある。また、法令遵守（コンプライア

ンス)が確保され、確実に課税・徴収が行われるような制度とすることが極めて重要である。また、滞納等が発生した場合の適切な対応なども十分な考慮が必要である。

(4) まとめ

○ 以上のことから、財源確保策として課税自主権を活用する場合の留意事項についてまとめると次のとおりとなる。

○ 財源確保策といっても、その目的により、「特定施策の実施のための財源確保」と「一般的な公的サービスのための財源確保」とに分けられ、税制案における検討内容もまったく異なってくるものであること。

また、財源確保策としての税制活用具体策としては「既存課税税目の超過課税」と「法定外税の創設」という手法が考えられるが、両者は似て非なるものであり、課税自主権を活用する理由・目的や、受益と負担の関係性など課税根拠と公平性等を総合的に考慮しながら、手法を選択しなければならないこと。

○ 財源確保策として課税自主権を活用する場合の留意事項についてまとめると次のとおりとなる。

- ・ 施策の重要性
- ・ 財政状況の説明・行財政改革等の取組
- ・ 税制案検討の基本的事項
- ・ あらゆる活用方策（選択肢）の検討
- ・ 施策等の市民説明
- ・ 時限的手法の必要性
- ・ 用途の明確化の必要性
- ・ 市民参画の必要性

3 特定施策誘導策として課税自主権を活用する場合

(1) 特定施策誘導策としての税制

- 「特定施策を誘導するために課税自主権を活用する」とは、例えば、環境に対する特定施策を考える場合、環境負荷の低い活動に対して税負担を軽減することによって納税者の行動にインセンティブを与えるような税制が考えられる。
- また、一方で、環境負荷の高い活動に対して新たな税負担を求めることによって納税者の行動を環境負荷の低い活動へと誘導していくような、現実の課題からディスインセンティブとして働くような税制も考えられる。

(2) 課税自主権活用の具体的手法

- 特定の行為の規制などを政策目的とする場合、税負担という経済的インセンティブによって、政策的に望ましくない行為を規制するための法定外税が考えられる。

- 特定施策を誘導するために課税自主権を活用する場合の手法としては、まず、納税者に新たな負担を課して特定施策を誘導するためのものとして、
 - ・ 既存課税税目の超過課税
 - ・ 法定外税の創設といった、「税の重課」がその手法となる。

- また、逆に、納税者の負担を軽減して特定施策を誘導するためのものとして、
 - ・ 課税免除³
 - ・ 不均一課税⁴といった「税の軽減」がその手法となる。

(3) 課税自主権の具体的活用にあたっての留意事項（税の重課）

- いわゆる政策税制として法定外税をとらえた場合、対象となる施策の目的、理由、必要性などが、説明すべき事項として非常に重要である。

- 政策的な法定外税を活用する場合には、実施する施策の必要性が最も重要であるため、その内容について、税以外の手段の有無や既存施策との区別などを含めて十分な検討を

³ 課税免除とは、地方税法第6条第1項では、「地方自治体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる」と規定している。課税免除は、個々の地方自治体が公益上その他の事由があるときに、独自の判断により、その地域社会における社会経済生活の特殊事情を考慮して、課税除外をすることを認めているものと解されている。

⁴ 不均一課税とは、地方税法第6条第2項では、「地方自治体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる」と規定している。不均一課税は、課税免除と同様の趣旨により、個々の地方自治体の判断により、特定の場合において、ある一定の範囲を限って条例により一般の税率と異なる税率で課税することを認めているものである。また、課税免除との関係については、不均一課税は、公益上その他の事由を考慮して、課税免除するほどの事由ではないが特例措置を講ずる必要があると判断した場合に行うことと解されている。

行うべきである。

- 特定施策を誘導するための課税自主権の活用として、税の重課を用いる場合には、既存課税税目の超過課税や法定外税を創設することによることから、基本的に前2（3）に掲げた留意事項と同様のものとなる。

※留意事項（施策の重要性、財政状況の説明・行財政改革等の取組、税制案検討の基本的事項、あらゆる活用方策（選択肢）の検討、施策等の市民説明、時限的手法の必要性、使途の明確化の必要性、市民参画の必要性）

（4）課税自主権の具体的活用にあたっての留意事項（税の軽減）

- 施策誘導的な税制度の検討の前提として、具体的な政策目標（育成する産業、誘致する企業の具体的内容）がはっきりしていること。

- 税は、政策目的実現のための手段の一つであるから、課税自主権の活用を考える前に、ある政策課題に対してどのような施策が行われるかということが重要である。したがって、税の軽減を用いる場合にも、前2（3）に掲げた、「施策の重要性」は抑えておくべき事項である。

- 特定施策を誘導するための課税自主権の活用として、税の軽減を用いる場合にも、基本的に前2（3）に掲げた、「施策の重要性」、税制案検討の基本的事項、あらゆる活用方策（選択肢）の検討、施策等の市民説明、時限的手法の必要性は抑えておくべき事項である。

- その上で、さらに抑えておくべき留意事項として次のものがあげられる。

ア 手段の適切性の視点

- 特定施策を誘導するための手段としては、課税自主権を活用するほか、補助金等の経済手法や、行為制限等の規制手法、広報やPR等による情報手法など、様々な手法があり、税制はその一つにすぎないもの。

- 税制は、主たる目的が行政サービスを提供するための資金調達であることや、明確に歳出予算に計上されないこと等から、安易に軽減措置を講ずることは問題がある。

- こうしたことから、税制手法を活用するにあたっては、補助金を含めその他の友好的な手法について幅広く検討を行い、その検討の結果、税制措置を講ずることが効果的であると判断できる場合のみ活用していくべきである。また、税制のみによって特定施策を実現するのではなく、補助金を含めその他の手法と組み合わせて活用すべきである。

手段の適切性の視点

施策を実現するためには、税制の他に補助金等の経済手法や、規制手法、情報手法などさまざまな手法があり、税制はその一つに過ぎない。

税制は、

- ① 主たる目的が行政サービスを提供するための資金調達である。
- ② はっきりと歳出予算に計上されることがないことから、歳出予算の審議を通じて明確に議論されることがなく、住民の監視の目が届きにくい。
- ③ 行政が一方的に徴収するものであり、強制的・権力的な制度である。

ことなど、税制の性質そのものから、安易に軽減措置を講ずることは不適當であると言える。

したがって、税制手法を活用するにあたっては、補助金を含めその他の有効的な手法について幅広く検討を行ったうえで、税制措置を講ずることが効果的である場合に活用していくべきである。その上で、税制を導入する場合においても、他の手法と組み合わせて活用するべきである。

＜緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告＞

イ 効果の視点

- 当該軽減措置を講じることによって、特定施策を講じるための目的が達成されるかどうかを見込むとともに、その効果を継続的に検証する必要がある。効果の検証とは、事前の検証はもちろん、事後においても、経済社会情勢の変化によって、その有効性・必要性が弱まる可能性があるため、検証を怠ってはならない。

効果の視点

税の軽減措置を行うことにより、施策目的が達成されるかを検証する必要がある。その上で、施策実現にあたり、どれだけ効果があったのかについても検証しなければならない。

効果の検証とは、事前の検証はもちろん、事後においても、経済社会情勢の変化によって、その有効性・必要性が弱まる可能性があるため、検証を怠ってはならないものである。

そして、検証の際には次の視点に留意しなければならない。

・ 施策目的・企業実態に適した軽減要件

税の軽減要件（対象・税目・税率等）については、包括的に定めるのではなく、施策の目的に応じて、企業実態等を踏まえ、対象業種を出来る限り絞った上で、効果的にさまざまな軽減要件を組み合わせることに留意すべきである。

・ 費用対効果

税の軽減による費用（減収額）と効果は、バランスが取れていなければならない。また、より少ない費用でより高い効果を得られる税目や軽減要件を採用しなければならない。なお、費用対効果とは、かけた費用（コスト）に対して効果（パフォーマンス）がどの程度上がるのかを評価するものであるが、効果には、数値でとらえることのできる「定量効果」と、数値化することの難しい「定性効果」がある。

効果については、施策の目的や内容によっては、数値化することが難しく、予測しにくいものもあるが、できるかぎり定量化するように努めることが必要である。

・ 国税・県税との一体性

企業は市税とともに国税・県税も負担しているが、市税の軽減が結果として国税である法人税の増税に繋がるなどの問題もあることから、企業誘致を効果的に進めるためには、これら三税（もしくは市税と県税）をあわせた時にどういった優遇措置になるのかを検討することが必要であり、また、例えば県税である法人事業税と軽減措置を合わせるなど、国や県との整合性を備えることも考慮すべきである。

なお、市税と法人税の問題については、市税の減収により国税・県税が増収となる現行の制度下では、避けられないものであるため、市税におけるインセンティブをより効果的に働かせるため、今後、軽減された市税について法人税法上損金算入が認められることなど、国に要望していく必要がある。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

ウ 財政上の視点

○ 税の軽減については、地方自治体の財政上支障のない範囲内において講じられるべきものである。

○ 施策誘導的に税制度を活用することは、基本的には税の副次的な役割であるため、軽減措置による減収によって、本来の資金調達の意義が失われ、公共サービスの提供に支障をきたすものであってはならない。

財政上の視点

税は基本的には、行政サービスの提供に必要な資金を調達することを目的としており、行政が任務を果たすための膨大な額の資金調達の重要な手段であるため、その軽減については、地方自治体の財政上支障のない範囲内において講じられるべきものである。

施策誘導的に税制度を活用することは、基本的には税の副次的な役割であるため、軽減措置による減収によって、本来の資金調達の意義が失われ、公共サービスの提供に支障をきたすものであってはならない。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

エ 負担の公平性の視点

○ 税負担の公平性は、租税原則の中で最も重要な要素であるが、特定施策誘導のために税を免除・軽減することで、負担の公平性や経済活動に対する中立性を一定程度損なうことは、施策税制の性格上やむを得ないもの。

○ 「公平感」は納税者の主観によることが多く、公平性・中立性の絶対的判断基準はないことから、誰もが納得するような公平性・中立性について検証することは困難。

○ こうしたことから、税の導入視点としては、軽減措置により失われる公平性・中立性と施策の目的（公益）を比較して、公益が勝るものであるかについて行政や議会が責任を持って検証し、税負担の格差が生じることについて、市民の理解が得られなければな

らない。

負担の公平性の視点

税負担の公平性は、租税原則の中で最も重要な要素であり、税負担は、各々の担税力あるいは受益に応じて公平に求め、租税法律関係においても国民は平等に取り扱われるべきである。この原則は、直接的には、憲法第14条第1項にある「すべて国民は、法の下に平等であつて…」という公平原則に基づき要請されるものであるが、納税者にとっても実質的に重視しているものである。

しかしながら、企業誘致施策の実現手法として税を免除・軽減することで、負担の公平性や経済活動に対する中立性を一定程度損なうことは、施策税制の性格上やむを得ない。また、公平感は納税者の主観によることが多く公平性・中立性の絶対的判断がないことから、誰もが納得するような公平性・中立性について検証することは困難である。

したがって、税の導入視点としては、軽減措置により失われる公平性・中立性と施策の目的（公益）を比較して、公益が勝るものであるかについて行政や議会が責任を持って検証し、税負担の格差が生じることについて、市民の理解が得られなければならない。

なお、公平性（や中立性）の種別は次のとおりである。種別の並びについては、①～③は、企業誘致施策全体としての公平性の視点、④～⑤は地域を限定したことによる公平性の視点、⑥はその他として記載した。

① 納税者間の公平性（軽減措置を受けない家計等との公平性）

特定の企業に対して税の軽減措置を講ずる場合には、長期的には、企業が集積することにより税収の増加が期待できるが、一時的には税収の減少が見込まれる。税の軽減を検討するにあたっては、税収の減収分に見合うだけの経済的効果が得られない場合には、結果として家計や軽減措置を受けない企業のみが税を負担することになることを常に念頭に置かなければならない。

したがって、軽減措置の検討にあたっては、効果的な軽減要件を備えていることはもちろん、措置を受ける企業とその他の納税者との間に、納税者の理解が得られないような税負担の格差が生じないよう留意すべきである。

② 業種間の公平性

業種間の公平性については、本市の産業施策に従い、その地域をどのようにしたいかを明確にしたうえで、対象業種を選定することが肝要である。

③ 事業規模の公平性

軽減対象企業を、投資額や資本金などの事業規模により制約することがあるが、こういった場合には、事業規模で制約する合理的な理由が必要である。

④ 地域間の公平性

特定地域に企業を誘致する場合の軽減措置については、特定の地域だけに軽減措置を講ずる理由づけを明確にしたうえで、同様に企業誘致を行っている市域内の他の地域と、納税者の理解が得られないような税負担の格差が生じないよう留意すべき

である。

⑤ 既存企業との公平性

対象地域に既に進出している企業とこれから進出する企業との公平性については、企業誘致施策に対する税制措置が、基本的に企業の初期投資費用の軽減に着目したものであり、経常的な維持費用の軽減に着目したものではないため、考慮しないこととする。

⑥ 他の税制度との均衡

税の軽減措置については、他の課税免除・不均一課税や非課税等特別措置などを考慮したうえで、税率や軽減期間を設定すべきである。

＜緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告＞

(5) まとめ

○ 以上のことから、特定施策を誘導するために課税自主権を活用する場合の留意事項についてまとめると次のとおりとなる。

○ 特定施策を誘導するために課税自主権を活用する具体的手法としては、納税者に新たな負担を課して特定施策を誘導するためのものとして、既存課税税目の超過課税及び法定外税の創設といった「税の重課」に加え、納税者の負担を軽減して特定施策を誘導するためのものとして、課税免除及び不均一課税といった、「税の軽減」がある。

○ 税の重課を行う場合には、次の事項に留意すべきこと。

- ・ 施策の重要性
- ・ 財政状況の説明・行財政改革等の取組
- ・ 税制案検討の基本的事項
- ・ あらゆる活用方策（選択肢）の検討
- ・ 施策等の市民説明
- ・ 時限的手法の必要性
- ・ 用途の明確化の必要性
- ・ 市民参画の必要性

○ 税の軽減を行う場合には、次の事項に留意すべきこと。

- ・ 施策の重要性
- ・ 税制案検討の基本的事項
- ・ あらゆる活用方策（選択肢）の検討
- ・ 施策等の市民説明
- ・ 時限的手法の必要性

さらに、次の事項に留意すべきこと。

- ・ 手段の適切性の視点
- ・ 効果の視点

- ・ 財政上の視点
- ・ 負担の公平性の視点

資 料

**(住民自治の確立に向けた地方税制度改革
に対する横浜市の考え方について)**

平成25年1月24日(木)

横 浜 市 財 政 局

目 次

1. 住民自治の確立に向けた地方税制度改革に対する横浜市の考え方 3
2. 地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会「報告書」の概要 4
3. 第3回税制調査会における論点整理メモ(案) 7
4. 参考資料 9

住民自治の確立に向けた地方税制度改革に対する横浜市の考え方について

■ 検討の目的・背景

- 本テーマは、国の「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」が、「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革する、とされた地方税制度改革に対する横浜市の考え方について検討するもの。
- しかし、国の研究会の報告書では、委員の様々な意見や多くの課題が並んでいるものとなっており、地方税制度改革の具体的な対応策が明確に示されたわけではない。
- そこで、横浜市税制調査会としては、これまでも課税自主権を活用してきた又は今後も活用していく立場から、いくつかの項目について具体的な考え方を示すこととしてはどうか。

地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会「報告書」の概要

平成24年11月

第1章 地域決定型地方税制特例措置の導入拡大

- 特例措置は国の政策目的等のために講じられ、結果的に、国が地方団体の課税権を制限するものである。地域主権改革の観点からは、可能な限り廃止すべきであり、仮に講じる場合であっても、地域決定型地方税制特例措置を導入する方が望ましいといえる。
- 「特例措置のうちこれによる政策目的の達成が地方団体の本来的な役割と重なるものであり、その政策のあり方等が、住民のニーズ等を踏まえ地域の実情に応じて異なるもの」に、地域決定型地方税制特例措置を導入することが特にふさわしいと考えられる。
- 地域決定型地方税制特例措置の導入を確実かつ効率的に拡大していく観点から、当面、このような地域決定型地方税制特例措置にふさわしい特例措置を中心に導入し、これに併せて、政府全体で、地域決定型地方税制特例措置の制度趣旨及び導入を拡大していくべきとの認識の共有を図り、地域決定型地方税制特例措置の導入拡大に努めるべきである。

第2章 法定外税の新設・変更への関与の見直し

- 本研究会としては、法定外税制度の国の関与の見直しについて、地域主権改革の理念を踏まえ、簡素化、透明化する方向で見直していくべきとの結論を得た。
- 具体的な見直しの方向性については、次のとおりであった。
 - ・ 基本的に全ての法定外税の新設・変更について、「同意を要しない協議制」とする方向で検討すべきとの意見が多数の委員から出された。
 - ・ その一方で、(非居住者に負担を転嫁する)租税輸出等の租税外部性を事前に解決するためには、国が全体の利益から法定外税の課税を止められる仕組みが必要との意見があった。
 - ・ 一定の範囲内での税率の引上げなど国の関与を要しないと考えられる場合については、国の同意を要しない仕組みとすべきではないかとの意見が相当数の委員から出された。
- 政府においては、本研究会が課題とした事項(※)について、詳細な検討、整理を行った上で、地方団体の自主性・自立性を高める方向で法定外税制度の見直しを行うことを期待する。
 - ※ 「同意を要しない協議制」の論点(事後的な統制となること、三要件の取扱い、地方団体への影響)、現在の三要件の透明化等

第3章 法定税の法定任意税化・法定外税化の検討

- 課税団体が少ない法定任意税(水利地益税(道府県税)、共同施設税、宅地開発税)又は課税団体が少なく、税収も僅少な法定任意税(水利地益税(市町村税))については、法律に規定しておく意義が薄いと考えられること、また、法定外目的税による課税もとりうることから、地方税法上の税目としては、廃止することも含めて見直しをすることが考えられる。
- それぞれの税目の今日的な意義について検討するとともに、地方自治法上の「分担金」や開発負担金との関係の整理等を行った上で、その取扱いを判断していくべきである。

第4章 税率についての課税自主権の拡大

本研究会としては、制限税率や一定税率を設定することについては、意義があるものの、税率の自由度を制限するものであるから、社会経済情勢の推移等も踏まえつつ、地域の自主性・自立性を高める観点から、緩和する方向で不断に検討されるべきであると考えます。

第5章 税務執行面における地方団体の責任

地方税は賦課課税が多く、税額確定のための地方団体の負担が大きいところではあるが、課税額を適切に算出し、確定させることは、税務行政に対する納税者の理解を得るために最も重要なことの一つであり、今後とも不断の努力が必要である。政府においても、実態の把握や地方団体に対する助言を行うなど必要な措置を講じていく必要がある。

第3回税制調査会における論点整理メモ(案)

(1) 法定外税の新設・変更への国の関与に対する考え方(第2章関係)

- 現行の三要件に対する考え方
- 国の関与の見直しの方向性(関与の縮小、簡素化、透明化、同意を要しない協議制への移行など)

前回
検討済

(2) 税率についての課税自主権の拡大について(第4章関係)

ア 本市が課税している税目に関わる税率の考え方

- 市民税(個人・法人)・固定資産税などの既存税目の超過課税の考え方
- 法人市民税、軽自動車税、都市計画税の制限税率に対する考え方
- 市たばこ税、事業所税の一定税率に対する考え方

イ その他の論点

- 標準税率未滿で課税を行った場合の財政上の措置(例:建設地方債の起債、地方交付税など)
- 超過課税を行う場合の財政上の措置(例:地方交付税措置のあり方など)
- 国に頼らず地方が独自に財源確保に努めることについて(例:地方消費税の税率決定権など)

追加

今回
検討

(3) 地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大に対する考え方(第5章関係)

- 市町村が地方消費税に係る納税相談や申告書の收受等を行うことに対する考え方
- これらを行うとした場合に生じる実務的な課題等について

横浜市における税率等

	税目等	税率	地方税法の規定								
普 通 税	個人市民税：均等割	3,900円 (3,000円 + 横浜みどり税900円)	(標準税率)3,000円 —								
	：所得割	6%	(標準税率)6% —								
	法人市民税：均等割	50,000円～3,000,000円 ×(横浜みどり税9%)	(標準税率)50,000円～3,000,000円 (制限税率)標準税率の1.2倍								
	：法人税割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">10億円以上</td> <td style="text-align: right;">14.7%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td style="text-align: right;">13.5%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td style="text-align: right;">12.3%</td> </tr> </table>	10億円以上	14.7%	5億円以上10億円未満	13.5%	5億円未満	12.3%	(標準税率)12.3% (制限税率)14.7%		
	10億円以上	14.7%									
	5億円以上10億円未満	13.5%									
	5億円未満	12.3%									
	固定資産税	1.4%	(標準税率)1.4% —								
軽自動車税	定額課税 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">原動機付自転車</td> <td style="text-align: right;">1,000～2,500円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td style="text-align: right;">2,400～7,200円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td style="text-align: right;">1,600円/4,000円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> </table>	原動機付自転車	1,000～2,500円	軽自動車	2,400～7,200円	小型特殊自動車	1,600円/4,000円	2輪の小型自動車	4,000円	(標準税率)定額課税 (制限税率)標準税率の1.5倍	
原動機付自転車	1,000～2,500円										
軽自動車	2,400～7,200円										
小型特殊自動車	1,600円/4,000円										
2輪の小型自動車	4,000円										
市たばこ税	1,000本につき4,618円	(一定税率)1,000本につき4,618円 —									
特別土地保有税 ※平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行わないこととなった。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">保有分</td> <td style="text-align: right;">1.4%</td> </tr> <tr> <td>取得分</td> <td style="text-align: right;">3.0%</td> </tr> </table>	保有分	1.4%	取得分	3.0%	(一定税率) 保有分 1.4% 取得分 3.0%					
保有分	1.4%										
取得分	3.0%										
目 的 税	入湯税	1人1日100円	標準1人1日150円	免税点1,400円							
	事業所税：資産割	600円/㎡	(一定税率)600円/㎡ —								
	：従業者割	0.25%	(一定税率)0.25% —								
	都市計画税	0.3%	—	(制限税率)0.3%							

(件数は平成22年4月1日現在)

(金額は平成22年度決算額)

法定外税の状況(その1)

平成22年度決算額 516億円 (地方税収額に占める割合 0.15%)

1 法定外普通税〔418億円(22件)〕

[都道府県]

石油価格調整税	10	沖縄県
核燃料税	232	福井県、福島県、愛媛県、 佐賀県、島根県、静岡県、 鹿児島県、宮城県、新潟県、 北海道、石川県
核燃料等取扱税	12	茨城県
核燃料物質等取扱税	15.1	青森県
臨時特例企業税 ^(※1)	0.2	神奈川県
計	404億円	(15件)

[市区町村]

砂利採取税等	0.3	城陽市(京都) ^(※4) 、中井町(神奈川)、 山北町(神奈川)
別荘等所有税	6	熱海市(静岡)
歴史と文化の環境税	0.6	太宰府市(福岡)
使用済核燃料税	4	薩摩川内市(鹿児島)
狭小住戸集合住宅税	4	豊島区(東京)
計	14億円	(7件)

2 法定外目的税〔97億円(34件)〕

[都道府県]

産業廃棄物税等 ^(※2)	69	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、 青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、 奈良県、新潟県、山口県、宮城県、 京都府、島根県、福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、 宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、 北海道、山形県、愛媛県
宿泊税	1.0	東京都
乗鞍環境保全税	0.2	岐阜県
計	80億円	(29件)

[市区町村]

遊漁税	0.1	富士河口湖町(山梨)
環境未来税	1.2	北九州市(福岡)
使用済核燃料税	6	柏崎市(新潟)
環境協力税 ^(※3)	0.06	伊是名村(沖縄)、伊平屋村(沖縄)
計	18億円	(5件)

*1 神奈川県臨時特例企業税条例は平成21年3月31日をもって失効しているが、同日以前に終了する事業年度分の税収があるため掲載している。

*2 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。

*3 環境協力税は平成23年4月1日から渡嘉敷村においても施行。

*4 京都府城陽市の山砂利採取税は、平成23年6月1日より法定外目的税として施行。

*5 端数処理のため、計が一致しない。

法定外税の状況(その2)

参考資料

(件数は平成22年4月1日現在)
(金額は平成22年度決算額)

平成22年度決算額 516億円 (地方税収額に占める割合 0.15%)

1 法定外普通税〔418億円(22件)〕

[都道府県]

石油価格調整税	1.0	沖縄県
核燃料税	232	福井県、福島県、愛媛県、 佐賀県、島根県、静岡県、 鹿児島県、宮城県、新潟県、 北海道、石川県
核燃料等取扱税	1.2	茨城県
核燃料物質等取扱税	15.1	青森県
臨時特例企業税 ^(※1)	0.2	神奈川県
計	404億円	(15件)

[市区町村]

砂利採取税等	0.3	城陽市(京都) ^(※4) 、中井町(神奈川)、 山北町(神奈川)
別荘等所有税	6	熱海市(静岡)
歴史と文化の環境税	0.6	太宰府市(福岡)
使用済核燃料税	4	薩摩川内市(鹿児島)
狭小住戸集合住宅税	4	豊島区(東京)
計	14億円	(7件)

2 法定外目的税〔97億円(34件)〕

[都道府県]

産業廃棄物税等 ^(※2)	69	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、 青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、 奈良県、新潟県、山口県、宮城県、 京都府、島根県、福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、 宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、 北海道、山形県、愛媛県
宿泊税	1.0	東京都
乗鞍環境保全税	0.2	岐阜県
計	80億円	(29件)

[市区町村]

遊漁税	0.1	富士河口湖町(山梨)
環境未来税	1.2	北九州市(福岡)
使用済核燃料税	6	柏崎市(新潟)
環境協力税 ^(※3)	0.06	伊是名村(沖縄)、伊平屋村(沖縄)
計	18億円	(5件)

*1 神奈川県臨時特例企業税条例は平成21年3月31日をもって失効しているが、同日以前に終了する事業年度分の税収があるため掲載している。

*2 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。

*3 環境協力税は平成23年4月1日から渡嘉敷村においても施行。

*4 京都府城陽市の山砂利採取税は、平成23年6月1日より法定外目的税として施行。

*5 端数処理のため、計が一致しない。

税率の種類

○ 現行地方税法の法定税の税率の種類を分類すると以下のとおり

種類	概要	税目	
		道府県税	市町村税
一定税率	地方団体にそれ以外の税率を定めることを許さない税率。	道府県民税（利子割） 道府県民税（配当割） 道府県民税（株式等譲渡所得割） 地方消費税 道府県たばこ税	自動車取得税 軽油引取税 鉱区税 狩猟税
標準税率	制限税率あり	道府県民税（法人 法人税割） 事業税（個人、法人） ゴルフ場利用税 自動車税	市町村民税（法人 均等割） 市町村民税（法人 法人税割） 軽自動車税 鉱産税
	制限税率なし	道府県民税（個人 均等割） 道府県民税（個人 所得割） 道府県民税（法人 均等割） 不動産取得税 固定資産税（道府県分）	市町村民税（個人 均等割） 市町村民税（個人 所得割） 固定資産税
任意税率	制限税率あり		都市計画税
	制限税率なし	水利地益税	水利地益税 共同施設税 宅地開発税
その他			入湯税

各税率の種類における規定例

参考資料

○ 現行地方税法の法定税の税率の種類に係る規定例は以下の通り

種類		規定例
一定税率		(地方消費税の税率) 第72条の83 地方消費税の税率は、百分の二十五とする。
標準税率	制限税率あり	(法人税割の税率) 第314条の4 法人税割の標準税率は、百分十二・三とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、百分の十四・七を超えることができない。
	制限税率なし	(不動産取得税の税率) 第73条の15 不動産取得税の標準税率は、百分の四とする。
任意税率	制限税率あり	(都市計画税の税率) 第702条の4 都市計画税の税率は、百分の〇・三を超えることができない。
	制限税率なし	(宅地開発税) 第703条の3 (略) 2 宅地開発税の税率は、宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用、当該公共施設による受益の状況等を参酌して、当該市町村の条例で定める。
その他		(入湯税の税率) 第701条の2 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、百五十円を標準とするものとする。

※ 規定例は全て地方税法

道府県税の税率一覧

税目	税率の種類	制限税率の有無	摘要	税目	税率の種類	制限税率の有無	摘要
道府県民税 個人	所得割 標準税率(4%) (分離課税が適用される所得にかかる特例あり)	無	平成9年度までは届出制	地方消費税	一定税率(25%)	—	平成9年度までは届出制
	均等割 標準税率(1,000円) (ただし、平成26年度から平成35年度まで1,500円)	無		貨物割	一定税率(25%)	—	
	配当割 一定税率(5%) (平成25年12月31日までは3%)	—		不動産取得税	標準税率(本則4%) (住宅及び土地は平成18年4月1日から平成27年3月31日まで3%)	無	
	株式等譲渡所得割 一定税率(5%) (平成25年12月31日までは3%)	—		道府県たばこ税	一定税率(1,000本につき1,504円)	—	
法人	法人税割 標準税率(5%)	有:創設時(昭和29年度)より (昭和56年度より)6%		ゴルフ場利用税	標準税率(1人1日につき800円)	有:昭和52年度創設 (平成元年度より1,200円 当初、標準税率の1.5倍)	
	均等割 標準税率(2万円~80万円)	無		自動車取得税	一定税率 (家用自動車 5%) (当分の間の措置。本則3%) (営業用自動車及び軽自動車 3%)	—	平成21年度までは暫定税率
事業税 法人	利子割 一定税率(5%)	—		軽油引取税	一定税率 (1kにつき32,100円 (当分の間の措置。本則15,000円))	—	平成21年度までは暫定税率
	標準税率(3%~5%)	有:昭和50年度創設 (当初より1.1倍)	昭和49年度までは届出制	自動車税	標準税率(定額課税)	有:昭和51年度創設 (平成18年度より1.5倍 当初、標準税率の1.2倍)	
	標準税率 外形標準課税対象法人(注) (資本金1億円超の普通法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 3.8%~7.2% ※(1.5%~2.9%) [148%] 所得課税法人 (資本金1億円以下の普通法人、 公益法人等及び特別法人等) 所得割 5%~9.6% ※(2.7%~5.3%) [81%] 収入金額課税法人 収入割 1.3% ※(0.7%) [81%] ※平成20年10月1日以後開始事業年度から()内の標準税率及び地方 法人特別税の税率として[]内の 税率が適用(暫定措置)	有:昭和50年度創設 (平成16年度より1.2倍 当初、標準税率の1.1倍)	昭和49年度までは届出制	鉱区税	一定税率	—	平成9年度までは届出制
				道府県固定資産税	標準税率(1.4%)	無	
				狩猟税	一定税率 (5,500円、8,200円、11,000円、 16,500円)	—	
				水利地益税	任意税率	無	

(注) 事業税(法人)の外形標準課税は、平成16年4月1日以後開始事業年度から適用。

市町村税の税率一覧

税目	税率の種類	制限税率の有無	摘要	税目	税率の種類	制限税率の有無	摘要
市町村税 個人	所得割 標準税率(6%) (分離課税が適用される所得に係る 特例あり)	無	平成10年度改正において、個人の市町村税における制限税率が廃止された。	事業所税	一定税率 (資産割 600円/㎡) (従業者割 0.25%)	—	昭和53年度より0.3%
	均等割 標準税率(3,000円) (ただし、平成26年度から平成35年度まで3,500円)	無		都市計画税	制限税率(0.3%)	有:創設時より (当初、0.2%)	
法人	法人税割 標準税率(12.3%)	有:創設時より (昭和56年度より) 14.7%	平成10年度改正において届出制が廃止され、1.7%を超える一定の場合の議会手続が必要となった。 平成16年度改正において、制限税率が廃止された。	水利地益税	任意税率	無	無
	均等割 標準税率(5万円~300万円)	有:創設時より (昭和59年度より) 1.2倍		共同施設税	任意税率	無	
固定資産税	標準税率(1.4%)	無	平成15年度以降は新たな課税を停止。	宅地開発税	任意税率	無	
軽自動車税	標準税率(定額課税)	有:昭和51年度創設 (平成18年度より) 1.5倍、 当初、標準税率 の1.2倍					
市町村たばこ税	一定税率(1,000本につき 4,618円)	—					
鉱産税	標準税率(1%) (200万円/月以下の場合0.7%)	有:創設時より (1.2%) (200万円/月以下 の場合 0.9%)					
特別土地保有税	一定税率 (土地の所有 1.4%) (土地の取得 3%)	—					
入湯税	標準 1人1日150円	無					

超過課税の現状について

ア 超過課税実施団体数（平成22年4月1日現在）

○ 都道府県

<道府県民税>

個人均等割	30団体	〔岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川 県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵 庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島 県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊 本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕
所得割	1団体	〔神奈川県〕
法人均等割	30団体	〔岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、 富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島 県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊 本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕
法人税割	46団体	〔静岡県を除く46都道府県〕

<法人事業税> 8団体〔宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、
京都府、大阪府、兵庫県〕

<自動車税> 1団体〔東京都〕

○ 市町村

<市町村民税>

個人均等割	3団体	〔北海道夕張市、神奈川県横浜市、 宮崎県宮崎市〕
所得割	2団体	〔北海道夕張市、兵庫県豊岡市〕
法人均等割	404団体	
法人税割	1,003団体	

<固定資産税> 162団体

<軽自動車税> 33団体〔北海道〕函館市、夕張市、留萌市、美幌市、芦別市、赤平市、
根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川
町、由仁町、南幌町、栗山町、涌臼町、滝上町〔青森県〕鯉ヶ沢
町〔山梨県〕早川町〔島根県〕松江市、浜田市、出雲市、益田市、
大田市、斐川町〔徳島県〕徳島市、小松島市、鳴門市〔香川県〕
高松市〔高知県〕高知市、須崎市〔福岡県〕大牟田市

<鉱産税> 34団体

<入湯税> 2団体〔三重県桑名市、岡山県美作市〕

イ 超過課税の規模（平成22年度決算）

道府県税(団体数)			
道府県民税	個人均等割	(30団体)	174.7億円
	所得割	(1団体)	24.7億円
	法人均等割	(30団体)	89.8億円
	法人税割	(46団体)	824.0億円
法人事業税		(8団体)	977.0億円
自動車税		(1団体)	8百万円
道府県税計			2,090.4億円
市町村税(団体数(注))			
市町村民税	個人均等割	(3団体)	16.9億円
	所得割	(2団体)	0.7億円
	法人均等割	(404団体)	153.1億円
	法人税割	(1,003団体)	2,036.8億円
固定資産税		(162団体)	371.9億円
軽自動車税		(33団体)	7.2億円
鉱産税		(34団体)	9百万円
入湯税		(2団体)	23百万円
市町村税計			2,586.9億円
超過課税合計			4,677.3億円

※ 地方税収に占める割合 1.36%

※ 地方法人二税の占める割合:87.2%

標準税率未満での課税の現状について

参考資料

団体名	税 目	実施年度	内 容
愛知県 名古屋市	個 人 市民税	H24年度 課税分から (注1)	《均等割》 税率 3,000円 → 2,800円(税率5%引下げ) 《所得割》 税率 6% → 5.7% (税率5%引下げ)
	法 人 住民税		《均等割》 9段階に区分されている税率を、それぞれ5%引下げ 例) 資本金1,000万円以下かつ従業員数50人以下の法人の例 50,000円 → 47,500円
愛知県 半田市	個 人 市民税	H22年度 課税分のみ (注2)	《均等割》 税率を 3,000円 から 100円 に引下げ 《所得割》 税率を 6% から 5.6% に引下げ
埼玉県 北本市	個 人 市民税	H23年度 課税分のみ (注3)	《均等割》 税率 3,000円 → 2,700円 (税率10%引下げ) 《所得割》 税率 6% → 5.4% (税率10%引下げ)
愛知県 大治町	個人 町民税	H23年度 課税分のみ (注4)	《均等割》 税率を 3,000円 から 100円 に引下げ 《所得割》 税率を 6% から 5.6% に引下げ
沖縄県 金武町	個 人 町民税	H24年度 課税分から	《均等割》 税率 3,000円 → 2,700円 (税率10%引下げ) 《所得割》 税率 6% → 5.4% (税率10%引下げ)

(注1) 名古屋市は過去、平成22年度に限り個人市民税及び法人住民税の10%減税を実施。

(注2) 半田市は交付団体となったことから、平成23年度以降の減税は実施していない。

(注3) 北本市は平成24年度以降は都市計画税の税率を0.25%から0.2%に引き下げることとし、個人市民税の減税を継続しないこととした。

(注4) 大治町は防災対策を優先するため、個人町民税の減税を継続しないこととした。

標準税率未満で課税を行った場合の財政上の措置(現状)

○ 協議制（平成18年度以降）

標準税率未満で課税を行う団体については、総務大臣又は都道府県知事の許可を受ければ建設地方債を起すことができる。

地方財政法（抄）

（地方債についての関与の特例）

第五条の四

- 4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。
- 7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

平成24年度 地方債同意等基準

六 標準税率未満により許可を要する場合

普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとする地財法第5条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとする。

世代間の負担の公平への影響については減税による減収額を上回る行政改革の取組等を予定しているかどうか、また、地方税収の確保の状況については当該団体の地方税の徴収率が類似団体の地方税の徴収率を上回っているかどうかを中心に精査するものとする。

制限税率について

定義

- 制限税率とは「地方税法の定める税率以下の税率によらなければならないもの。」

主な改正経緯

	改正内容	制限税率の異動	
昭和25年	地方税法制定時に制限税率が設定されていた税目 【道府県税】 付加価値税（税制自体が施行されず） 【市町村税】 個人市町村民税（均等割、所得割）、法人市町村民税（均等割）、固定資産税（昭和26年から）、鉱産税、木材引取税		
昭和29年	固定資産税の制限税率強化	3.0%→2.5%（約1.88倍→約1.67倍）	強化
昭和34年	固定資産税の制限税率強化	2.5%→2.1%（約1.79倍→1.5倍）	
昭和50年	事業税に制限税率導入	標準税率の1.1倍	
昭和51年	自動車税・軽自動車税に制限税率導入	標準税率の1.2倍	
昭和52年	娯楽施設利用税に制限税率導入	標準税率の1.2倍	
昭和53年	都市計画税の制限税率緩和	0.2%→0.3%	緩和
昭和59年	法人市町村民税均等割の制限税率を統一	均等割額毎に設定（1.25倍～約1.69倍）→1.2倍	強化
平成10年	個人市町村民税の制限税率を廃止	廃止	緩和 廃止
平成16年	法人事業税の制限税率を緩和 固定資産税の制限税率を廃止	1.1倍→1.2倍 廃止	
平成18年	自動車税・軽自動車税の制限税率を緩和	1.2倍→1.5倍	

地域
分権
改革

地方交付税制度の概要

性 格 : 本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」(固有財源)

総 額 : 所得税・酒税の32%、法人税の34%(平成19年度から)、消費税の29.5%(平成9年度から)、たばこ税の25%

種 類 : 普通交付税＝交付税総額の94%、特別交付税＝交付税総額の6%

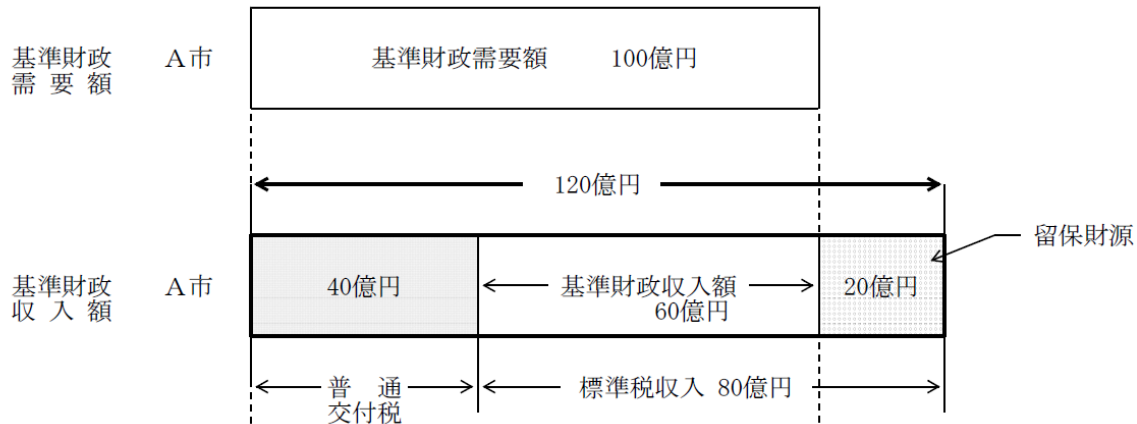
普通交付税の額の決定方法:

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率(75%)

普通交付税の仕組み



(財務省資料から抜粋)

国に頼らず地方が独自の財源確保に努めることについて

○ 地方自治体は、地方分権改革の推進に向けた取り組みの中で、国から地方への税源移譲を長年要望してきている。

○ このような中、国に頼らず地方が独自の財源確保に努めるべきではないか、という趣旨の首長の発言も見られるようになっている。

税源移譲について、国で決められている国税、あるいは地方税、法律で決められているものの分捕り合戦だと国は絶対に嫌がります。自分のところでさえ足りないのに、とられるのかという話なので。

そうではなくて、地方自治体について、今現に課税されている、法律上定められている税金について、もう少し自主的に財源確保のためにできるように、例えば地方消費税分については各自治体ごとに上乗せできるようにするとか、そういうような形で、地方自治体が努力をすることによって、新たな税源を確保していくような、法定外目的ではなくて、普通の税金について、それができるような仕組みにして、それぞれの自治体で必要なところは上げるなり、下げるなり、名古屋では下げると言っていますが、そういうようなことができる仕組みを要求していくほうがとおりやすいのではないかと思います。国に対して言っていく場合の戦略を、もう少し九都県市で検討しておく必要があると思います。

(第61回九都県市首脳会議会議記録より抜粋)

日本維新の会が主張する地方共有税構想の概要

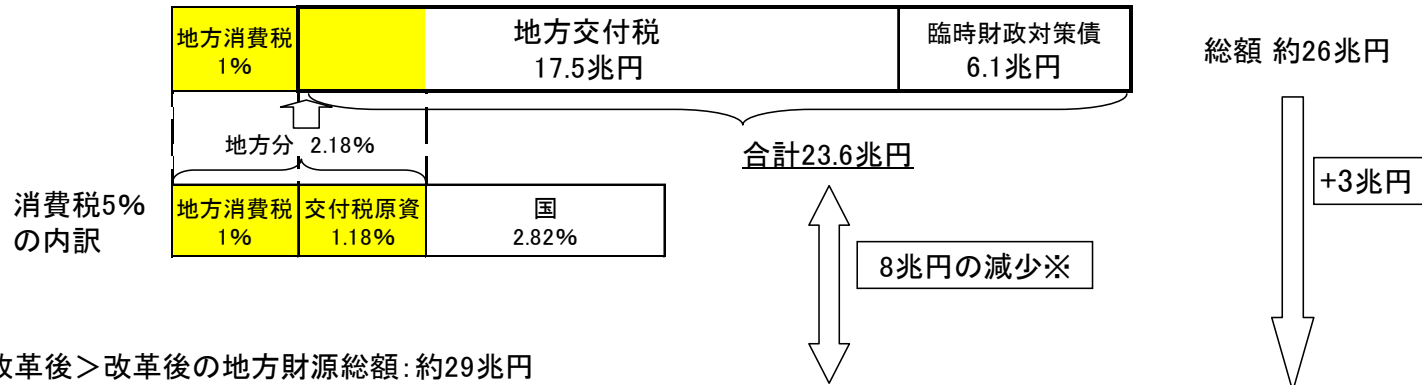
日本維新の会「骨太2013-2016」

地方共有税(新たな地方間財政調整制度)を創設する

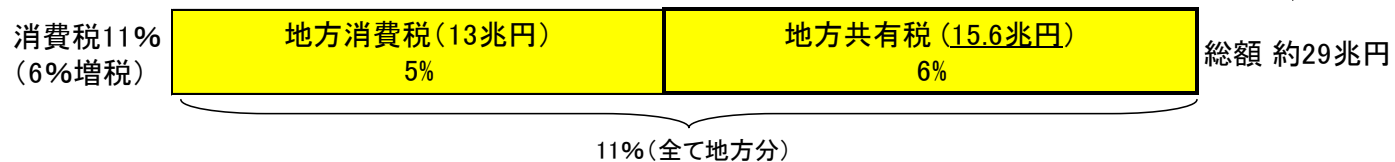
- 地域偏在の少ない安定財源としての消費税の地方税化。
インセンティブ分(5%)と財政調整分としての地方共有税(6%)の組合せ
→地方の切磋琢磨

【参考】現在の状況と、改革後の図(新聞記事等を元に作成)

<現行>日本維新の会による改革案関連部分の地方財源総額: 約26兆円(24年度予算)



<改革後>改革後の地方財源総額: 約29兆円



消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大

■ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律

第7条 (略)政府は、(略)社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率(地方消費税率を含む。以下この号において同じ。)の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

リ 消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う収受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する。

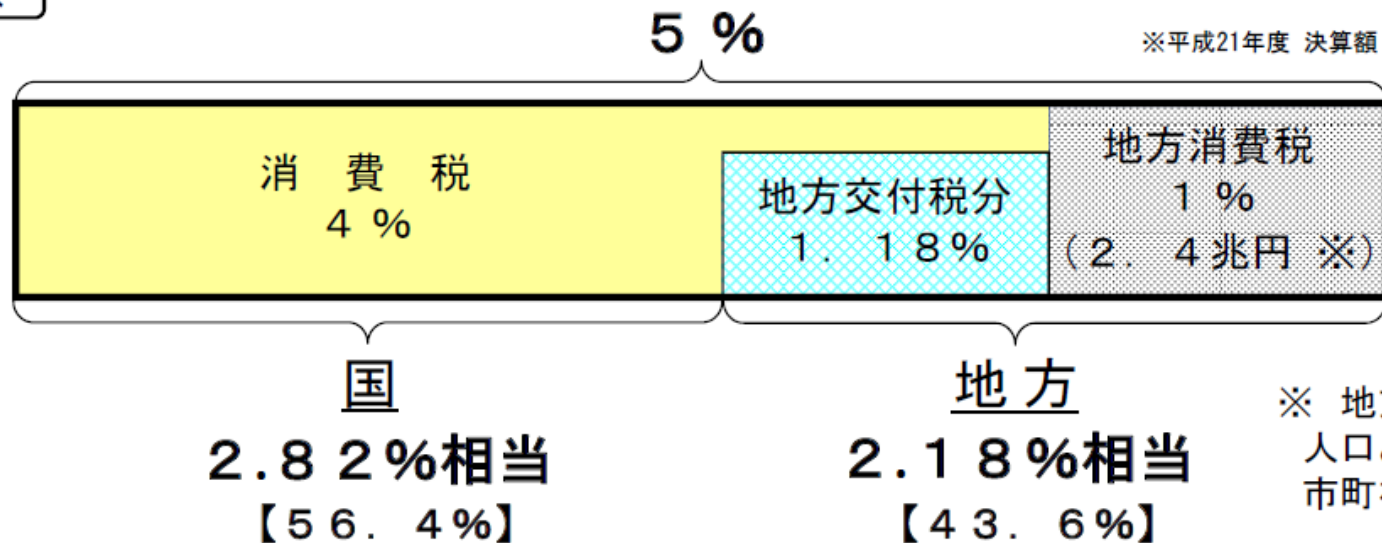
地方消費税の概要

項 目	内 容	
1. 課税主体	都道府県	
2. 納税義務者 (譲渡割) (貨物割)	課税資産の譲渡等（役務の提供を含む）を行った事業者 課税貨物を保税地域（外国貨物を輸入申告前に蔵置することのできる場所）から引き取る者	
3. 課税方式 (譲渡割) (貨物割)	当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付（本来は都道府県に申告納付） 国（税関）に消費税と併せて申告納付	
4. 課税標準	消費税額	
5. 税 率	100分の25（消費税率換算1%）	
6. 税 収 (平成21年度決算額)	24,131億円	
7. 清 算	国から払い込まれた地方消費税相当額について、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算	
	指 標	ウェイト
	「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額	6/8
	「人口(国勢調査)」	1/8
	「従業者数(事業所・企業統計)」	1/8
8. 交 付 金	税収（清算後）の2分の1を市町村に交付。人口と従業者数であん分。	
	指 標	ウェイト
	「人口(国勢調査)」	1/2
	「従業者数(事業所・企業統計)」	1/2

地方消費税の現状等について

- 地方消費税は消費税の25%（税率にして1%相当）。
- 消費税の29.5%は、地方交付税の原資とされている。

現状



参考

【地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由説明(第131回国会)(平成6年10月)(抄)】

- 地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、消費譲与税に代えて、消費に広く負担を求める地方消費税を道府県税として創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げる

資料

(報告事項)

平成25年1月24日(木)
横浜市財政局

横浜みどり税における欠損法人課税免除措置の経過等について

■ 緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告(平成20年8月横浜市税制研究会)

緑の総量を維持・向上させ、また、その質的価値を向上させていくことによる受益は、市民である個人・法人に広く及ぶと考えられる。このような点を考慮すると、新たな税負担を検討する場合の手法としては、地域社会の費用を、広く住民が負担するという性質を有する税である市民税(個人・法人)均等割への超過課税によって、多くの市民に広く薄く負担を求める方法によることがふさわしいと考えられる。

■ リーマン・ショックの発生(平成20年9月)

■ 横浜みどり税条例の制定(平成20年12月)

- 個人の均等割では低所得者に対する非課税制度が設けられているのに対し、法人は収益の有無に関わらず、原則として、全ての法人に均等割がかかる。このような点を踏まえ、現在の大変厳しい市内経済の状況を勘案し、当面の2か年について、利益計上のない法人には、新たな負担を求めないこととする。
- 附帯意見： いわゆる欠損法人に対する2年間の課税免除について、免除期間経過後の経済状況等に十分配慮し、必要に応じ柔軟な対応を検討すること。

■ 横浜みどり税条例の一部改正(平成22年12月)

- 今後の経済状況の見通しが不透明であること等を考慮し、特例措置を1年間延長。

■ 横浜みどり税条例の一部改正(平成23年12月)

- 景気が依然として厳しい状況にあることを考慮し、特例措置を1年間延長。

■ 横浜みどり税条例の一部改正(平成24年12月)

- 経済状況が依然として低迷していることを考慮し、特例措置を1年間延長。
- 市会での質疑(要約)： (みどり税には反対だが)景気動向に関係なしに欠損法人は出る。欠損法人を課税して行かないということは間違い。

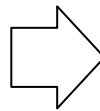
市第99号議案 横浜みどり税条例の一部改正について

1 改正理由

経済状況が依然として低迷していることを考慮し、法人税割が課されない法人（いわゆる欠損法人）に対して、横浜みどり税を課税免除する特例措置を1年間延長するため、横浜みどり税条例の一部を改正します。

2 改正内容

現 行
平成 25 年 3 月 31 日まで に開始する事業年度に特例措置を適用



改 正 案
平成 26 年 3 月 31 日まで に開始する事業年度に特例措置を適用

【参考1】現行制度（法人に対する横浜みどり税）の概要

1 原則（横浜みどり税条例第3条第1項）

法人に対する均等割の税率は、市税条例で定める額に100分の9を上乗せした額とする。

2 欠損法人に対する特例措置（横浜みどり税条例第3条第2項）

平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、欠損法人に対する均等割の税率は、市税条例で定める額とする。

法人の区分		均等割税率		対象法人			
資本金等の額	従業者数	原則	欠損法人に対する特例措置	課税対象となる法人①	うち、欠損法人数②	欠損法人の割合②÷①	欠損法人の構成比②÷③
1千万円以下	50人以下	54,500円	50,000円	77,675件	54,189件	69.8%	86.0%
	50人超	130,800円	120,000円				
1千万円超1億円以下	50人以下	141,700円	130,000円	13,077件	6,692件	51.2%	10.6%
	50人超	163,500円	150,000円				
1億円超10億円以下	50人以下	174,400円	160,000円	3,054件	1,169件	38.3%	1.9%
	50人超	436,000円	400,000円				
10億円超	50人以下	446,900円	410,000円	1,072件	426件	39.7%	0.7%
10億円超50億円以下	50人超	1,907,500円	1,750,000円	1,275件	537件	42.1%	0.9%
50億円超		3,270,000円	3,000,000円				
合 計				96,153件	63,013件 ^③	65.5%	100.0%

※ 対象法人数は平成23年度決算の件数

【参考2】欠損法人に対する特例措置延長による税収への影響

特例措置を1年間延長した場合、申告納付の時期により3年度間にわたって影響が生じ、総額で約5.6億円の減収が見込まれます。なお、税収は、横浜市みどり基金に積み立てられ、みどりアップ計画の充当事業（みどり保全創造事業費会計）に充てられています。

(百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度別 [※]		総額
						26年度	27年度	
個人市民税	1,416	1,610	1,615	1,602	1,604	210	18	8,075
法人市民税	117	447	490	487	497	377	41	2,456
合 計	1,533	2,057	2,105	2,089	2,101	587	59	10,531
特例措置延長（1年間）による減収見込額					▲20	▲479	▲59	▲558

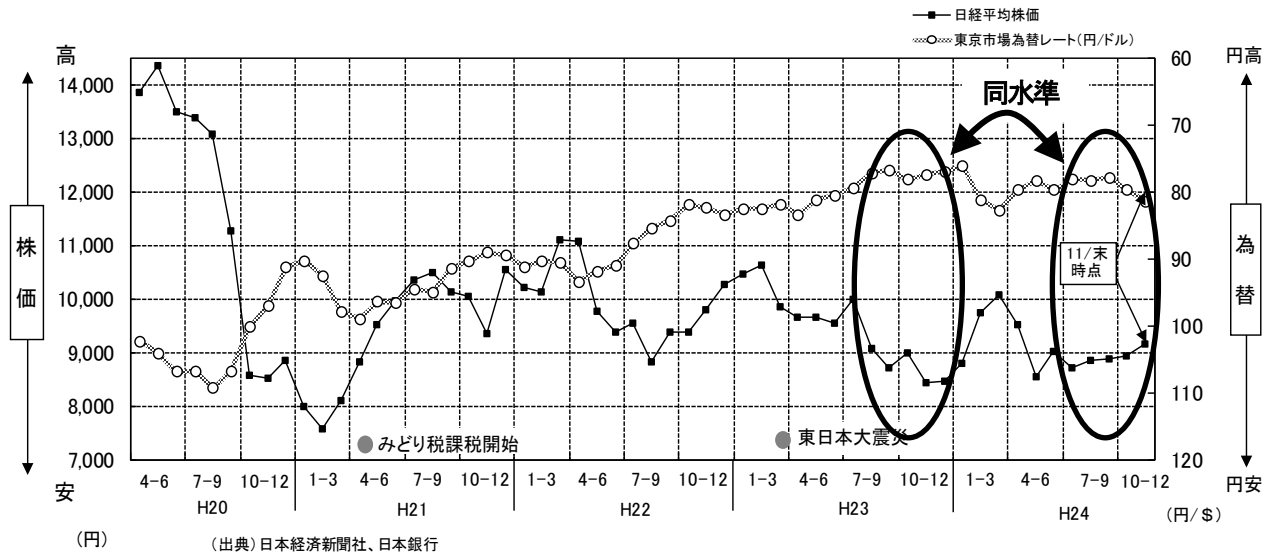
※25年度課税分の市民税は、制度上、その一部の納付が26年度及び27年度となります。

(参考) 経済状況の動向

1 現在の経済状況

(1) 株価及び為替レート(ドル/円)の推移

昨年、欠損法人の課税免除措置の取扱いを判断した時期と同様で、引き続き低迷。



(2) 市内の景況動向 (横浜市景況・経営動向調査(平成24年9月) 経済局・横浜商工会議所作成)

今期(平成24年7-9月期)の自社業況BSIは▲30.6と、前期(▲25.9)から4.7ポイント低下し、2期ぶりに悪化。この要因としては、海外経済の減速に伴う外需の減少等が考えられる。**先行きについては、3か月先(平成24年10-12月期)が▲24.0ポイントと改善する見通しだが、6か月先(平成25年1-3月期)は▲26.4ポイントと、わずかながら悪化に転じる見通し。**

H23. 4-6	H23. 7-9	H23. 10-12	H24. 1-3	H24. 4-6	H24. 7-9	H24. 10-12 (見通し)	H25. 1-3 (見通し)
▲39.7	▲27.2	▲26.7	▲29.2	▲25.9	▲30.6	▲24.0	▲26.4

※ BSI値：企業が感じる景気の強弱感を算式により求めた値。自社業況BSI値は、自社業況が「良い」と回答した割合から「悪い」と回答した割合を減じた額。

2 今後の経済見通し

(1) 内閣府発表による景気見通し

ア 月例経済報告(平成24年11月16日発表)

政府は、11月の月例経済報告において、**海外経済の減速を背景とする外需の落ち込みに加え、内需の柱である個人消費と設備投資にも弱さが表れてきたことを踏まえ、景気の基調判断を「弱い動きとなっている」と4か月連続で引き下げた。**個別項目では個人消費、設備投資及び企業収益が2か月ぶりに下方修正され、また、雇用情勢についても1年5か月ぶりに下方修正され、「改善の動きに足踏みが見られる」との見方を示した。

(参考) 内閣府 11月例経済報告(抜粋)

景気は、世界景気の減速等を背景として、このところ弱い動きとなっている。先行きについては、当面は弱い動きが続くと見込まれる。その後は、復興需要が引き続き発現するなかで、海外経済の状況が改善するにつれ、再び景気回復へ向かうことが期待されるが、欧州や中国等、対外経済環境を巡る不確実性は高い。こうしたなかで、世界景気のさらなる下振れや金融資本市場の変動等が、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、雇用・所得環境の先行き、デフレの影響等にも注意が必要である。

イ 景気動向指数（平成24年12月7日発表）

内閣府が12月7日発表した10月の景気動向指数によると、景気の現状を示す一致指数は90.6となり、前月比0.9ポイント低下した。**下降は7ヶ月連続**となる。内閣府は、**基調判断を「下方への局面変化」から「悪化を示している」に2か月連続で下方修正**した。**判断を「悪化」としたのはリーマン・ショック後の2009年4月以来の3年6か月ぶり**となっている。

ウ 地域経済動向（平成24年11月28日発表）

内閣府が11月28日発表した全国11地域経済動向によると、**すべての地域で景況感が前回（8月）より悪くなった。全11地域の景気判断がそろって引き下げられるのは、リーマンショック後の2009年2月以来**となっている。

（2）日本銀行発表による景気見通し

ア 地域経済報告（日本銀行 平成24年10月22日）による国内経済見通し

日銀は、10月の地域経済報告において、**東日本大震災からの復興需要が底堅い東北を除く、関東地方を含む全8地域の景気判断を下方修正**した。その主因は海外経済の減速に伴う生産の減少であるが、これまで堅調だった国内需要も、エコカー補助金の終了に伴い乗用車販売が漸並み減少し、さらに残暑の厳しさによる秋物衣料の売れ行き不振も響き、全9地域で個人消費の判断を下げた。**日銀が、8地域の景気判断を一斉に下げるのは、リーマンショック後3年9か月ぶり**となる。

（参考）日本銀行地域経済報告 -さくらレポート-（2012年10月）

各地の景気情勢を前回（12年7月）と比較すると、8地域（北海道、北陸、関東甲信越、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄）から、海外経済の減速した状態がやや強まっていることなどを背景に、前回までの持ち直しや回復の動きが一服している、またはそのテンポが緩やかになっているとの報告があった。

この間、東北からは、「一部に弱めの動きがみられるものの、公共投資が大幅に増加しているなど、全体として回復している」と、前回までの回復の動きが続いているとの報告があった。

イ 神奈川県内景気見通し（日本銀行横浜支店 平成24年11月14日）

日銀横浜支店は、**「神奈川県の景気は、海外経済減速の影響やエコカー補助金終了後の反動などから、弱含みの動きとなっている」**とし、下方修正した。個別の9項目のうち、生産、輸出、雇用・家計所得、個人消費の4項目で判断を引き下げた。**景気の下振れを指摘するのは東日本大震災が発生した昨年3月以来**となっている。

（参考）日本銀行横浜支店 神奈川県金融経済概況（10月分）（抜粋）

神奈川県の景気は、海外経済減速の影響やエコカー補助金終了後の反動などから、弱含みの動きとなっている。すなわち、企業部門をみると、生産や輸出は減少している。設備投資は持ち直しているものの、一部で投資先送りの動きがみられている。家計部門をみると、雇用・家計所得環境は持ち直しの動きが弱まっているほか、個人消費については横ばい圏内の動きとなっている。この間、住宅投資は緩やかに減衰している。公共投資は全体として横ばい圏内の動きとなっている。

金融面をみると、貸出、預金ともに増加傾向を維持している。